

指定介護予防支援事業
事業継続計画（BCP）

～感染症編～

感染症の予防及びまん延防止のための指針

土佐町地域包括支援センター

令和6年4月作成

1 総論

はじめに

本計画は、土佐町指定介護予防支援事業所として、新興・再興感染症等の感染者（感染疑いを含む）が、事業所内で発生した場合においても、利用者に必要なサービスを継続して提供できる体制構築をするために作成したものである。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するためのものである。この計画の利用者とは、指定介護予防支援事業の対象である要支援、事業対象者等である。なお、土佐町地域包括支援センターの職員は、BCP 発動時には町職員として組織で活動する必要があるため、係長が管理者の職務を担うこととする。

計画の基本方針

- ①利用者の安全確保
- ②サービスの継続
- ③職員の安全確保のための対策

2 平常時の推進体制

(1) 推進体制

新興・再興感染症等の発生に関する事前準備として、係長を中心に、必要な最新情報（感染状況、国・県・町の動向等）の収集・周知、消毒液等備蓄品の在庫管理を行うとともに、基本的な感染症対策について、研修、訓練を継続して行う。

(2) 感染拡大防止体制の確立

(基本的な感染症対策の考え方)

基本的対策	考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重するが、高齢者等重症化リスクの高い利用者への感染を防ぐため、特に訪問時にはマスクの着用を推奨する。
手洗い等の手指衛生 換気	外出先からの帰宅時等、手洗い、手指消毒を行う。 定期的（出勤時、昼休み等）に窓を開け、換気をする。
人と人との距離の確保 （三つの密の回避）	流行期において、高齢者等、重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の者がいるような場所、接近した会話を避けることが感染防止対策として有効。
衛生環境の整備	週1回以上、床の清掃を行い、机上、書棚、複数人が共有して使用する電話等を除菌シート等により、拭き掃除する。

(3) 研修の実施

感染症の予防や感染拡大防止のため、また、職員自身の健康を守るため、すべての職員が新興・再興感染症等について正しい知識と予防方法を習得できるよう、定期的に研修を実施する。研修は、繰り返し実施し、常に最新の知識の習得や定着を図る。

3 感染者（感染疑いを含む）発生時の初動対応

(1) 利用者が感染（感染疑いを含む）した場合

感染者（感染疑いを含む）が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるように準備しておく。

担当者	職務（権限・役割）
係長	全体統括 感染拡大防止対策に関する統括
3職種等	医療機関や、関係機関（サービス事業所を含む）との連携 利用者・家族への情報提供、サービス提供の検討

(2) 職員が感染（感染疑いを含む）した場合

- ・職員で発熱等の症状がでた場合は、職場へ連絡をし、その感染症の状況に応じて受診し医師の指示に従う。また、職場へ状況報告をし、係長または所長の指示を受ける。（連絡を受けた職員は、症状の発生日時や状況の聞き取りを行い、係長へ報告する）
- ・発症後職務上面接等で接触していた住民や関係機関の職員がいる場合は、適宜その対象者へ係長が状況の説明を行う。
- ・当該職員が休暇の間の職務について係長が確認し、事業所内で協議し対応する。

4 職員の健康管理

(1) 日常の健康管理とワクチンによる予防

咳エチケットを励行し、体調がすぐれない時には躊躇なく相談や休養を行う。ワクチンで予防可能な感染症については、可能な限り予防接種を受け、罹患を予防する。

(2) 定期的な健康診断

健康診断を受診することは職員自身の健康管理の面だけでなく、利用者の安全面から重要なことであるため、職員自身が日頃から自分の健康管理に注意を払う。健康診断の結果、精密検査を要する場合は、個人で判断せず、医療機関を受診するよう心がける。